

大津地裁の高浜原発運転禁止仮処分決定についての声明

大津地裁は、本日、関西電力高浜原発 3・4 号機の運転を禁止する仮処分を発令した。福井地裁で昨年 4 月 14 日に同原発の運転禁止の仮処分が発令されたものの、昨年 12 月に同地裁仮処分異議審で、住民らの申立てを却下する決定をした。本日の決定は、福井地裁の昨年 4 月の決定だけでなく、原発運転禁止の考えが福島第 1 原発事故後の多くの裁判所で採用される考え方であることがはっきりした点で大きな意義を有する

大津地裁の理由の要点は以下のとおりである。

- ① 本件は福島第 1 原発事故後を踏まえた事案であるから、それを踏まえてどのように規制が強化されたか、債務者がどのように答えたかについて主張し、明らかにすべき。
- ② 過酷事故対策については、福島第 1 原発事故の災禍は甚大であり原発の持つ危険性が具体化した。その災禍の甚大さに真摯に向き合い同様の事故を二度と起こさないとの見地から安全対策を講じるには、原因究明を徹底的に行うことが不可欠である。然るに、不十分な状態のままで、それに意を払わずに新規制基準に合わせようとした債務者の姿勢に不安を覚える。

福島事故では安全対策が不十分であったことは明らかである。有史以来の人類の記録はわずかに限られたものに過ぎないのに、十分な余裕を持った基準をつくることは、危険性を見落としの可能性がある。
- ③ 電源確保についても S s に近い地震動が到来した場合は非常用電源でというが、ディーゼル発電機の起動失敗例は多く、空冷式非常用発電機の耐震性を証明する資料はない。このような備えで十分であるとの社会一般合意が形成されたとは言えない。
- ④ 使用済み燃料ピットの冷却装置の危険性についても、B クラスでは物足りない。使用済み核燃料ピットも基本設計の安全性にかかわる重要な施設として安全審査の対象となるべきで、債務者はそのことを明らかにすべきである。
- ⑤ 耐震性能についても、海底を含む周辺領域すべてについて行われたわけではないし、断層が連動して動く可能性も否定できない。松田式も不確定要素を多分に有する一つのよりどころにすぎず、不合理な点はない。700 ガルをもって十分な基準地震動とすることが明らかにされたわけではない。
- ⑥ 津波は、1586 年の天正地震に関する古文書の記録があり、債務者の調査によって大規模な津波がないとはいえない。

- ⑦ 債務者は、新規制基準を満たせば十分とするだけでなく、その延長上にあるべき避難計画にも意を払う必要があり、それを明らかにするべきである。

以上から、福島第1原発事故の甚大な被害に如何に真摯に向き合うかを中心的課題と捉え、科学の限界も謙虚に見つめること、福島事故後の原発に社会的合意があるのかなどを考え、2度とフクシマのような事故を起こさせないという司法の決意を示したものと私たちは評価できる。

この考えは、私たちの原告団・弁護団と共通のものであり、この判決は当訴訟の勝利に確信をあたえるものである。

その上で、私たちは、以下のことを求める。

- ① 関西電力は、本日の決定に対し、不服申し立てをしないよう求める。
- ② 原子力規制委員会は、新規制基準の大幅な改定をし、それが終了するまで現在の審査を凍結するよう求める。
- ③ 九州電力は、玄海原発の申請を取り下げるよう求める。

2016年3月9日

原発なくそう九州玄海訴訟原告団・弁護団